平成２６年（フ）第２２０号
相模原市中央区水郷田名１丁目３番10―403号
破産者　佐藤　康幸
1　決定年月日　平成27年２月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（フ）第３１２号
相模原市中央区東淵野辺５丁目18番16号　ルミエールＢ―303
破産者　前田　　修
1　決定年月日　平成27年２月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（フ）第３１９号
金沢市普正寺町４の26番地20、従前の住所金沢市普正寺町４の26番地55
破産者　松栄　寿直
1　決定年月日　平成27年２月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２６年（フ）第５０号
静岡県富士宮市外神東町124番地の３
破産者　藤巻由美子
1　決定年月日　平成27年２月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２６年（フ）第９６号
静岡県富士市富士町14番８号
破産者　田村　智子
1　決定年月日　平成27年２月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２５年（フ）第６４７号
静岡県浜松市浜北区上島2345番地の100　県営浜北団地３―204
破産者　佐口　和子
1　決定年月日　平成27年２月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２６年（フ）第１４７号
静岡県浜松市北区引佐町金指1641番地の８
破産者　平井　俊行
1　決定年月日　平成27年２月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２６年（フ）第１９８号
静岡県浜松市東区白鳥町68番地の１　Ｋ―ｃｕｂｅ　Ｂ
破産者　久野　正雄
1　決定年月日　平成27年２月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２６年（フ）第２１８号
静岡県浜松市東区市野町1719番地　エリアｃｂマンション203、住民票上の住所静岡県浜松市南区小沢渡町634番地の３
破産者　榊原　誠道
1　決定年月日　平成27年２月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２６年（フ）第１８０号
兵庫県伊丹市東野５丁目11番地シャンポール東野102号、開始決定時の住所兵庫県伊丹市南野北１丁目７番３号
破産者　鶴野　行一
1　決定年月日　平成27年２月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２６年（フ）第２５３号
兵庫県宝塚市花屋敷荘園２丁目５番６号
破産者　塩見　和義
1　決定年月日　平成27年２月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２６年（フ）第２６６号
兵庫県宝塚市逆瀬台１丁目３番Ｃ―304号、前住所兵庫県宝塚市大成町２番６号
破産者　諸岡さゆりこと　呉　　富代
1　決定年月日　平成27年２月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２６年（フ）第２６号
和歌山県新宮市三輪崎２丁目11番31号
破産者　染矢喜佐代
1　決定年月日　平成27年２月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所新宮支部

平成２６年（フ）第９３号
山口県周南市大字湯野4278番地１　医療法人社団生和会住宅型有料老人ホームなごやかケア本館、住民票上の住所山口県周南市東山町12番52号
破産者　山根　正夫
1　決定年月日　平成27年２月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所周南支部

平成２６年（フ）第１００号
山口県周南市大字四熊2703番地
破産者　宇多　定信
1　決定年月日　平成27年２月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所周南支部

平成２６年（フ）第２１０号
香川県高松市田村町1114番地　かがわ総合リハビリテーションセンター成人支援施設内、住民票上の住所香川県高松市田村町1114番地かがわ総合リハビリステーション成人支援施設
破産者　越智　圭司
1　決定年月日　平成27年２月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第２６３号
高知市高須１丁目12番８―10号　リオ高須101
破産者　竹内　耕生
1　決定年月日　平成27年２月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第３４号
福岡県行橋市大字大野井397番地５
破産者　片山　健司
1　決定年月日　平成27年２月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２６年（フ）第６６号
熊本県八代市古閑下町462番地１
破産者　勝田　益博
1　決定年月日　平成27年２月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所八代支部